

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	6	児童虐待や配偶者による暴力を防止すること
	II	配偶者からの暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	配偶者による暴力の早期発見・早期対応のための体制を整備すること (実績目標を達成するための手段の概要) 配偶者からの暴力の被害者(以下「DV被害者」という)に対しては、従来より、婦人相談所等において保護・支援を行ってきたところであるが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」という)の施行に伴い、平日のみならず休日・夜間相談への対応、被害者の心のケア対策、職員に対する専門研修の実施など、婦人相談所の機能の強化を図るとともに、関係機関が相互に連携、調整を行うためのネットワークを整備してDV被害者の事情に応じた支援を行っているところである。 ・関連する経費(平成17年度予算額) 2,082百万円(婦人保護費の内数) 1,775百万円(児童虐待・DV対策等総合支援事業の内数) (評価指標の考え方) 配偶者による暴力の早期発見・早期対応の体制を整備するという目標の達成度を評価するにあたっては、DV被害者の相談を受ける機関である婦人相談所及び婦人相談員がどれだけの相談を受け付け、必要な情報を被害者に提供したかが重要であることから、「婦人相談所及び婦人相談員における配偶者による暴力に関する相談処理件数」を評価指標とした。また、被害者からの相談に適切に対応する能力を備えることが早期発見・対応に資することから「婦人相談所等の職員の専門職員研修の実施状況」を、DV被害者に対する適切な保護・支援については、福祉事務所等、関係機関相互の共通認識及び総合調整が必要不可欠であることから「関係機関相互の連携・調整のためのネットワークの整備状況」を評価指標とした。				
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
婦人相談所及び婦人相談員における配偶者による暴力に関する相談処理件数	13,071	17,611	19,260	20,119	集計中

(件)					
(備 考)・婦人保護事業実施状況報告 (各年度) ・平成 1 7 年度については集計中。					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
婦人相談所等の職員の専門職員研修の実施状況 (都道府県)	—	39	41	41	集計中
(備 考)・平成 1 4 年度制度創設 ・婦人保護事業実施状況報告 (各年度) ・平成 1 7 年度については集計中					
(評価指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
関係機関相互の連携・調整のためのネットワークの整備状況 (都道府県)	—	38	41	41	集計中
(備 考)・平成 1 4 年度制度創設 ・婦人保護事業実施状況報告 (各年度) ・平成 1 7 年度については集計中					
(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
婦人相談所の設置箇所数 (カ所)	47	47	47	47	47
(備 考)・婦人保護事業実施状況報告 (各年度) ・各都道府県に 1 カ所設置。					
(参考指標)	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
婦人相談員数 (人)	741	805	840	866	904
(備 考)・婦人保護事業実施状況報告 (各年度)					
実績目標 2	被害者の保護・支援のための体制を整備すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>D V 被害者の保護の充実を図るため、平成 1 4 年度年から、社会福祉施設や一定の基準を満たす民間シェルターに一時保護を委託する制度を創設したところである。</p> <p>また、平成 1 6 年度から婦人相談所の一時保護所においては、精神的に不安定な D V 被害者や同伴児童等の心のケアを図る心理療法担当職員の配置をすることとしたり、1 日平均 4 人以上の同伴乳幼児を保護するところには、主に同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置をしている。このように被害者が自立に向けた取り組みを安心して行える環境を整備しているところである。</p> <p>婦人保護施設及び母子生活支援施設においても、警備体制の手薄な夜間の警備強化を図る夜間警備体制強化事業、及び夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対してカウンセリング等を行い、心のケアを図る心理療法担当職員の配置をそれぞれ実施している。</p>					
<p>・関連する経費 (平成 1 7 年度予算額)</p> <p>2, 0 8 2 百万円 (婦人保護費の内数)</p> <p>1, 7 7 5 百万円 (児童虐待・D V 対策等総合支援事業の内数)</p> <p>7 1, 2 6 0, 9 9 5 百万円 (児童保護措置費負担金の内数)</p>					
(評価指標の考え方)					
D V 被害者や同伴児童を中長期にケアする母子生活支援施設等における D V 被害者・被虐待児に対してカウンセリング等を実施する心理療法担当職員の配置状況を					

評価指標とした。また、被害者の状況が緊急を要する場合には一時保護を行うことが被害者の安全確保の観点から重要であると同時に、それを行えるだけの一時保護委託施設の確保が被害者保護・支援体制の整備の評価に直結することから、「一時保護件数」及び「一時保護委託施設数」を評価指標とした。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
心理療法担当職員を配置する母子生活支援施設数	22	37	44	50	集計中
(備考)・平成13年10月制度創設 ・数値には、婦人保護施設を含まない。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
一時保護件数(一時保護委託を含む。)(件)	2,680	3,974	4,296	4,535	集計中
(備考)・平成14年度制度創設 ・婦人保護事業実施状況報告(各年度)					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
一時保護委託施設数	—	120	168	198	集計中
(備考)・平成14年度創設					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
<p>女性に対する配偶者からの暴力〔DV(ドメスティック・バイオレンス)〕の問題については、従来から婦人保護事業の枠の中で対応してきた。しかし、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数及び相談全体に占める夫等の暴力の割合が、平成10年度6,104(11.4%)、平成11年度7,352件(13.6%)、平成12年度9,176件(16.7%)と年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきた等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下DV法)が成立した。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされた。なお、DV法は、施行後3年を目処とする見直し規定により、一部改正がなされ、平成16年12月2日に改正法が施行されている。改正法では、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化等が盛り込まれている。</p>

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価
<p>1 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数及び一時保護件数が増加する中、婦人相談所等の職員への専門研修を実施する都道府県が増加したり、福祉事務所などの関係機関が相互に連携、調整を行うためのネットワークの整備を充実させることで、DV被害者に対して適切な保護・支援が可能となり、配偶者による暴力の早期発見につながることから有効である。</p> <p>2 夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対してカウンセリング等を行い、</p>

心のケアを図る「心理療法担当職員」を配置する母子生活支援施設が増えることは、DV被害者への適切な対応や被害の回復に有効である。

政策手段の効率性の評価

1 母子生活支援施設、民間シェルター等の一定の基準を満たす者にDV被害者の一時保護の委託を行っており、既存の施設を利用して、効率的にDV被害者の保護を行っている。

2 全都道府県に設置されている婦人相談所が、DV法にもとづく「配偶者暴力相談支援センター」の役割も果たしており、既存の枠組みを利用して、効率的にDV被害者の支援体制を整備している。

総合的な評価

婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数及び一時保護件数は増加しているものの、婦人相談所等の職員への専門研修の実施や福祉事務所などの関係機関が相互に連携、調整を行うためのネットワークの整備の進展などにより、DV被害者の適切な保護及び自立に向けた支援の充実が図られており、目標達成に向け進展があった。

評価結果分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- ② 分析がおおむね的確に行われている
- 3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日 閣議決定）

男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日 閣議決定）（抄）

第2部施策の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ウ 被害者の保護及び自立支援

○一時保護

- ・被害者の安全の確保や心身の健康回復が十分に行われるよう、婦人相談所による適切かつ効果的な一時保護の実施を促す。また、今後とも、必要に応じ、民間シェルター等との連携を図る。

○心身の健康回復への支援

- ・被害者は繰り返される暴力の中で PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることも多く、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にあるため、相談、保護に関わる職員が連携して、医学的又は心理学的な援助を行うよう努める。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」附則第3条は、法律の施行後3年を目処として、施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう規定している。

⑤会計検査院による指摘

なし。